

意見第8号

人吉下球磨消防組合本部・上球磨消防組合本部の広域化に関する意見書

近年の災害は、火災・救急などの災害に加え大規模な地震や局地的な豪雨など多岐にわたり、その被害は甚大で、住民生活に大きな影響を及ぼしています。

特に昨年7月4日に発生した未曾有の大災害である令和2年7月豪雨は、死者・行方不明者69人となり、多くの尊い命を奪うことになりました。

大災害から市民の生命、財産を守る消防の担う役割の大きさが改めて見直されたところであり、今後、消防体制の充実、強化を図るためには、消防本部の規模拡大が不可欠です。

国では、消防本部の規模を拡大するための指針として、平成18年に「消防組織法の一部を改正する法律」を公布・施行、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示しました。

この指針では消防本部の規模は、一般的に大きいほど火災などの災害に対応する能力が強化され、また組織の管理や財政上の観点からも望ましいとされ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などから考えると、管轄する人口については、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。

これを受けて熊本県では平成20年5月、県内の消防本部（当時13消防本部）を、管轄する人口30万人を目途に4ブロック（城北、中央、城南、天草）に分けて広域化を推進し、将来的には県下一消防本部体制を目指す「熊本県消防広域化推進計画」を策定しました。

天草を除く各ブロックでは、市町村長等で構成する消防広域化協議会が設置され、協議を行ってきましたが、城北、城南ブロックでは協議会を解散し、中央ブロックでは熊本市と高遊原南消防組合（益城町、西原村）が広域化したのみで、4ブロックの広域化に向けた動きは終了しました。

また、人吉球磨地域においては平成25年7月、人吉球磨地域消防力強化検討会（10市町村、2消防本部、熊本県で構成）が設置され、2消防本部間で「救急相互応援協定」の可能性を検討するも協定締結に至っておりません。

この間、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」は平成25年、平成30年にも改正され、広域化の期限が令和6年4月1日に延長されています。平成25年4月の改正では、管轄人口の目標である30万人に必ずしもこだわらないこと、小規模消防本部や広域化の機運が高い地域等を重点的に支援していくことが示されました。

さらに、熊本県は令和元年9月、「熊本県消防力強化推進計画」を改定しました。この計画においても広域化により、現場到着時間の短縮や現場活動要員の増強等が図られるとし、また一本部体制への過程で、一部の消防本部で自主的に広域化の検討が進んだ場合、過渡的な体制として再編や統合を支援する方針も盛り込まれています。

この人吉球磨圏域は、高齢化を背景とした救急需要の増大や大規模災害への対応は喫緊の課題です。市民の生命、財産を守るために消防力の強化は必須であり、令和2年7月豪雨を受けた今こそ、二つの消防本部の広域化を推進することを要請します。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

人吉下球磨消防組合管理者

森本 完一 様